

民事手続判例研究

福岡民事訴訟判例研究会
九州大学大学院法学府博士後期課程

園田, 賢治
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2260>

出版情報 : 法政研究. 68 (2), pp.183-193, 2001-10-17. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

民事手続判例研究

福岡民事訴訟判例研究会

請求の一部についての予備的な請求原因となるべき相続取得の主張を原告がしていなくても裁判所は被相続人の死亡などの事実をしんしゃくすべきであるとした事例

最高裁判所平成一二年四月七日第二小法廷判決、平成九年（オ）第一八七六号、建物収去土地明渡等本訴請求、土地所有権確認等反訴請求、土地持分移転登記手続等反訴請求事件、判例時報一七一三三五〇頁、判例タイムズ一〇三四号九八頁、金融・商事判例一一〇四号一二頁

園田 賢 治

【事実の概要】

本件は、父母が生存中に居住していた家屋の敷地の所有権をめぐる親族間（長男Aの妻X、二男Y₁、長女Y₂、Y₂の子Y₃）の争いである。

本件の係争不動産は、本件土地一、二と、その地上建物である本件建物一、二である。本件土地一、二は、登記簿

上A（昭和五九年死亡）の所有名義となっており、本件建物一は、Y₂の所有名義、本件建物二はY₁の所有名義となっている。また、本件建物一をY₃が占有している。

Xは、Aが国有林であった本件各土地の払下げを受けた、そうであっても、B（A、Y₁、Y₂の父、昭和四二年死亡）が払下げを受け、払下げ当時にAがBから贈与を受けたので、Aが所有権を取得した（Aの死亡によりXがAの権利義務を承継した）と主張し、Y₁に本件建物二の収去、地代相当額の金員の支払等を、Y₂に本件建物一の収去、地代相当額の金員の支払等を、Y₃に本件建物一からの退去等を求めた。

これに対し、Y₁は、本件各土地はいずれもC（A、Y₁、Y₂の母、平成四年死亡）が所有していた（Cが払下げを受けた）として、本件土地二および本件建物二はY₁が、本件土地一および本件建物一はY₂が、Cから贈与を受けて取得したと主張し、Xに本件土地二の所有権確認、所有権移転登記を反訴として請求した。

Y₂は、本件各土地はB又はCの所有であったとして、いずれにせよ両名の死亡により、Y₂はその三分の一の持分を相続により取得したので、本件各土地の三分の一の持分の確認、持分移転登記を反訴として請求した。

第一審は、Bが本件各土地の払下げを受け、これをAに贈与したと認定して、Xの建物取去等の請求を認容し（地代相当額の金員請求は立証なしとして棄却）、Y₁、Y₂の請求を棄却した（ただし、Y₂の相続による持分取得の主張については、まったく触れられていない¹）。これに対し、Y₁、Y₂、Y₃が控訴し、Xが附帯控訴した。

原審において、Y₁は、本件建物二の敷地部分をCが時効取得して、本件土地二および本件建物二をY₁がCから贈与を受けて取得した、あるいはCの占有を承継したY₁が時効により本件土地二を取得した旨主張した。

原審は、本件各土地の払下げを受けたのはBであり、AがBからその贈与をうけた事実認められないと認定して、Xの請求を棄却した。また、本件各土地の払下げをCが受けたとは認められず、Cが本件各土地を占有していたとも認められないとして、Y₁の請求も棄却した。そして、Bが死亡し、その配偶者であるCもその後死亡したので、Y₂は本件各土地の三分の一の持分を取得したとして、Y₂の請求を認容した。これに対し、Y₁（別件）、X（本件）が上告した。上告に際して、XはAの単独取得のみを主張しており、Xについて相続による持分取得に関する判断をしなかったことの違法を主張していない。

【判旨】 一部上告棄却、一部破棄差戻

Y₁及びY₂が共有物である本件各土地の各一部を単独で占有することができる権限につき特段の主張、立証のない本件においては、Xは、右占有によりXの持分に応じた使用が妨げられているとして、右両名に対して、持分割合に応じて占有部分に係る地代相当額の不当利得金ないし損害賠償金の支払を請求することはできるものと解すべきである。そしてXはAの死亡によるその持分の相続取得の主張をしていないが、原審としては、前記各事実を当事者の主張に基づいて確定した以上は、適切に釈明権を行使するなどした上でこれらをしんしゃくし、Xの請求の一部を認容すべきであるかどうかについて審理判断すべきものである。そうすると、原審の判断には、法令の適用を誤る違法があるといふべきであり、この違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

【評釈】 判旨に賛成

一 はじめに

本判決は、表題に掲げた事項に加え、不動産の共有者が当該不動産を単独で占有する他の共有者に対し不当利得返還請求ないし損害賠償請求をすることができる旨（以下判

旨一) 判示しているが、本稿では表題の通り、専ら、手続法的観点から、請求の一部についての予備的な請求原因となるべき相続取得の主張を原告がしていなくても裁判所は被相続人の死亡などの事実をしんしゃくすべきである旨(以下判旨二) 判示した点について検討を加えることとしたい。⁽²⁾

二 相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述の取り扱いについて

本判決は、請求の一部についての予備的な請求原因となるべき相続取得の主張を原告がしていなくても裁判所は被相続人の死亡などの事実をしんしゃくすべきである旨の判決文の中で、最判平九・七・一七を挙げている。最判平九・七・一七は、相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述の取り扱いが問題となった事案である。この問題のリーディングケースである最判昭四一・九・八と合わせて、本件と比較したい。まずは判例を紹介する。

〔判例一〕 最判昭四一・九・八(民集二〇巻七号一三一四頁)

【事実】 Xは、所有権の取得時効を理由としてYに対し本

件土地の所有権移転登記を請求した。Yは、自分に所有権があり、Xが本件土地の占有をしているのは自分がXに使用貸借を許したからであると争った。一方別訴で、YはXに対し所有権に基づいて本件土地の明渡しを請求した。この二つの請求は併合審理された。原審は、Xの占有は使用貸借に基づくもので、所有の意思をもってしたものではないと認定してXの請求を棄却し、Yの請求を認容した。Xが上告。

【判旨】 「Yの本訴請求については、YがXに対し本件宅地の使用を許したとの事実は、元来Xの主張立証すべき事項であるが、Xにおいてこれを主張しなかったところ、かえってYにおいてこれを主張し、原審がYのこの主張に基づいて右事実を確定した以上、XにおいてYの右主張事実を自己の利益に援用しなかったにせよ、原審は右本訴請求の当否を判断するについては、この事実を斟酌すべきであると解するのが相当である。しからば、原審はすべからず、右使用貸借が終了したか否かについても審理判断したうえ、右請求の当否を判断すべきであったといわねばならない。」

〔判例二〕 最判平九・七・一七(判例時報一六一四号七二頁、判例タイムズ九五〇号一一三頁)

【事実】 Xは、自分が本件土地を賃借し建物を建築したとして、Yらに対して土地の賃借権と建物の所有権の確認を求めた。これに対し、Yらは土地を賃借し、建物を建築したのはX、Yらの亡父Aであると主張して争った。原審は、Yらの主張を認め、Xの請求を棄却した。Xは、仮にY主張の通りだとしても自分は相続人として遺産につき九分の一の相続分を有するとして、原審には審理不尽の違法があるとして上告した。

【判旨】 「Xが、本件建物の所有権及び本件土地の賃借権の各九分の一の持分を所得したことを前提として、予備的に右持分の確認等を請求するのであれば、Aが本件土地を賃借し、本件建物を建築したとの事実がその請求原因の一部となり、この事実についてはXが主張立証責任を負担する。本件においては、Xがこの事実を主張せず、かえってYらがこの事実を主張し、Xはこれを争ったのであるが、原審としては、Yらのこの主張に基づいて右事実を確定した以上は、Xがこれを自己の利益に援用しなかったとしても、適切に釈明権を行使するなどした上でこの事実をしんしゃくし、上告人の請求の一部を認容すべきであるかどうかについて審理判断すべきものと解するのが相当である。」

さて、これらの判例の分析として、「主張共通の原則」「自己矛盾陳述（主張）」「等価値陳述（主張）」ということが問題とされるが、これらの概念は次にように区別することができる。

まず、「主張共通の原則」とは、弁論主義の第一テーゼ（裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎にすることができない）は、当事者と裁判官の役割分担に関する原則であるから、いずれの当事者から主張された事実であつても判決の基礎にすることができる、というものである。したがって、これの反対に位置する考えは、「自己に不利益な陳述で相手方が援用していないものは、判決の基礎とすることができない」ということになる（そのような判決として、大判昭六・八・一民集一〇巻九号六四二頁、長崎地判昭三二・一二・二六判例時報一三九号五四頁）⁴。

次に、「自己矛盾陳述」とは、当事者が請求原因や抗弁からみて首尾一貫しない（有理性のない）主張をする場合である。この場合には相手方がこの当事者の陳述を援用するか否かを問わず、請求または抗弁は証拠調べを要することなく排斥されるということになる（原告の場合は主張自体失当となる）。

また、「等価値陳述」とは、当事者双方が食い違う主張

をしているが、両当事者の事実主張が法的評価を経ると結局は同じ結果をもたらす場合である。⁽⁵⁾ この場合に、もはや証拠調べを行わず、原告の請求を認容し、判決理由において原告の請求は原告の陳述によつても被告の陳述によつても理由を有する旨を判示するというのが「等価値陳述の理論」である。⁽⁶⁾ この考え方の反対が、当事者に争いがある以上証拠に基づいて確定すべきとする考え方である。⁽⁷⁾

このように、「主張共通の原則」は、ある事実が裁判の基礎にできるかという問題であるのに対して、「自己矛盾陳述」「等価値陳述」が問題となる局面は、証拠調べが必要かという問題であり、扱う次元を異にする。

右に見た判例は、いずれも「主張共通の原則」のみを認めただけであつて、証拠調べの必要があるかについては判示していないと読むべきであり、⁽⁸⁾ 本判決もまた証拠調べの必要性について特に判断していないと解すべきである。したがつて、本件を「自己矛盾陳述（不利益陳述）」「等価値陳述」という枠組みで分析する意義は乏しい。

また、本件では、Bが払下げを受け、Bが死亡したという事実はXの弁論に現れており、身分関係も当然の前提とされている（これもXの弁論に現れている可能性が大きい）。そうすると、Xは「相続取得」という法的観点を主

張していないにすぎないので、弁論主義の問題とならず、〔判例一〕〔判例二〕と異なり、「主張共通の原則」も本件では問題とならないことになる。

三 訴訟物・既判力について

次に、本判決は既判力についての判例である最判平九・三・一四を念頭においてなされたものであるとされる点⁽⁹⁾をふまえ、既判力の観点から検討を行うこととしたい。最判平九・三・一四とは、次のような判例である。

〔判例三〕 最判平九・三・一四（判例時報一六〇〇号八九頁、判例タイムズ九三七号一〇四頁）

【事実】 Xは、土地を買い受けたのは自分であるとして、Yに対し所有権確認等を求めた。これに対してYは、土地を買い受けたのはXでなくX、Yの亡父Aであり、Aは土地を自分に贈与したので本件土地は自分の所有物だと争つた。裁判所は、土地を買い受けたのはAであるが、AがYに贈与した事実は認められないとして、Xの請求を棄却し、確定した（前訴）。

遺産分割調停において、Yが自己の単独所有を主張したため、Xは、Yに対し、本件土地がAの遺産であることの

確認と、遺産共有持分に応じた移転登記請求を求めた。これに対してYは、Xが共有持分権を持たないことの確認の反訴を提起した。

【判旨】「Xは、前訴において、本件土地につき売買及び取得時効による所有権の取得のみを主張し、事実審口頭弁論終結時以前に生じていたAの死亡による相続の事実を主張しないまま、Xの所有権確認請求を棄却する旨の前訴判決が確定したというのであるから、Xが本訴において相続による共有持分の取得を主張することは、前訴判決の既判力に抵触するものであり、前訴においてAの共同相続人であるX、Yの双方が本件土地の所有権の取得を主張して争っていたこと、前訴判決が、双方の所有権取得の主張のいずれも排斥し、本件土地がAの所有である旨判断したと、前訴判決の確定後にYが本件土地の所有権を主張したため本訴の提起に至ったことなどの事情があるとしても、Xの右主張は許されないものといわざるを得ない。」

さて、この「判例三」と本件を比較するとどうであろうか。まず、本件においてXが当初から求めている「(土地全部の)所有権に基づく地代相当額の金員の支払」と最高裁が判旨一で認めた「共有持分に基づく地代相当額の金員

の支払」が、訴訟物として、全部と一部の関係にあるのかということが問題となりうる。この点につき、「判例三」では、所有権確認訴訟の訴訟物は所有権取得事由ごとに異なるのか、¹⁰⁾所有権と遺産共有持分権は全部・一部の関係であるのか、¹¹⁾という点が問題となった。しかし、本件は確認訴訟ではないので、訴訟物が別個であるというのは、「判例三」の場合よりもさらに困難であると思われる。というのは、給付訴訟について、その前提となる所有権の取得原因あるいは法的性質ごとに訴訟物が異なるとするのは、あまりに訴訟物を小さく捉えすぎる結果となるからである。

また、既判力の範囲は訴訟物の範囲と一致するのか、という点が理論的に大きな問題である。既判力縮小の可能性として、「前訴の審理過程において全く問題とならず、また問題となることを期待できなかったため、その観点からする請求の当否をめぐっては、当事者に手続権の保障がなかったと認められる法的観点には既判力の遮断効は及ばない¹²⁾とする考え方や、「法律問題指摘義務違反による既判力の縮小」の理論等が提唱されており、注目すべきであるが、本稿では詳しく検討する余裕がない。¹⁴⁾

少なくとも、「判例三」を前提とする限りでは、本件でXが当初から求めている「(土地全部の)所有権に基づく

地代相当額の金員の支払」と最高裁が判旨一で認めた「共有持分に基づく地代相当額の金員の支払」の関係は、前者の訴訟物に後者が包含され、前者の既判力は後者に及ぶということになる。

〔判例三〕の場合、右のように既判力が及ぶとしたため、その後の遺産分割の処理をどのようにするかという困難な問題が生じた。¹⁵〔判例二〕ならびに本件は、そのような状況が生じないことが望ましいという考慮から差戻したとされる。¹⁶しかし、本件の原告の請求は、本件各建物の収去と地代相当額の金員の支払であるので、仮にXの請求が棄却されたとしても、既判力によつてXの共有持分権そのものが否定されるわけではない。そうすると、少なくとも既判力による、その後の遺産分割の処理の困難性は、〔判例三〕〔判例二〕に比べて、やや異なるといえよう。

四 積明義務について

本件ならびに〔判例二〕では「積明権を行使するなど……」と裁判官の積明を促す表現が用いられており、原審には積明義務があったと解される。しかし、積明義務があるといつても、行為規範としての積明義務（主に運用論）にとどまるのか、評価規範としての積明義務（主にその違反

によつて上告審で破棄差戻しされるもの）まで負うのか、について区別して考える必要がある。¹⁷

上告審による破棄差戻しの理由としての積明義務違反になるか否か（評価規範としての積明義務）については次のように考えるべきである。本判決が言うように、「共有持分に基づく地代相当額の金員の支払」を原審が認める場合には、積明権を行使して、Yらに防御の機会を与えることが必要であろう。したがって、もし、原審が積明権を行使することなく、「共有持分に基づく地代相当額の金員の支払」を認め、それがYらによつて不意打ちとなるならば、積明義務違反により、破産差戻しがなされるべきである。

それでは、本件の原審のように、裁判所が積明することなくXの請求を棄却した場合は、積明義務違反を理由に上告できるだろうか。私見では、この場合、積明義務違反を理由に上告できないと解される。なぜなら、そもそも原審は単に実体法の解釈・適用を誤つたのであり、それを積明すべきかどうか以前の問題なので、Xは、実体法の解釈・適用の誤りを理由に上告すれば足りるからである。¹⁸

一方、行為規範としてはどのように考えるべきであろうか。右の評価規範から導かれる行為規範は、裁判所が判決で「共有持分に基づく地代相当額の金員の支払」を認める

つもりである場合には、(Yらに反論の機会を与えるために) 釈明権を行使すべきということになる。これに対し、裁判所がそのような結論に至る前でも、あるいはそのような結論をとるつもりがない場合でも、常に、共有持分についてのXの意向を確かめるべきであるというところまでは、本判決は述べていないと理解すべきである。実際、そのような釈明をすべきか否かは、事件の具体的状況によって様々でありうるので、常に裁判所が釈明義務を負うとまでは解されないであろう。⁽¹⁹⁾

五 上告理由で主張されていないにもかかわらず上告審が判断することについて

最後に、本件と〔判例二〕との違いとして、〔判例二〕では、Xが上告理由において、仮にY主張の通りだとしても自分は相続人として遺産につき九分の一の相続分を有すると述べているのに対し、本件では、Xが上告理由において、相変わらずAの単独取得のみを主張しており、相続による持分取得に関する判断をしなかったことの違法を主張していない、という点がある。

このようなXの上告に対し、最高裁は原審の判断上の過誤として職権で破棄差戻しをしている。これは、事案への

法令の適用は裁判所の専権であるから、適式に上告がなされている限り、裁判所は当事者の申立てた上告理由に拘束されずに法律判断の過誤の有無を調査しなければならないという「上告理由不拘束の原則」に従うものである。ただし、〔判例二〕では「：原審としては、被上告人らのこの主張に基づいて右事実を確定した以上は、上告人がこれを自己の利益に援用しなかったとしても、適切に釈明権を行使するなどした上でこの事実をしんしゃくし、上告人の請求の一部を認容すべきものであるかどうかについて審理判断すべきものと解するのが相当である。原審がこのような措置を執ることなく前記のように判断したことには、審理不^レ尽の違法があり、この違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。」(傍線筆者)となつているのに対し、本件では「：原審としては、前記各事実を当事者の主張に基づいて確定した以上は、適切に釈明権を行使するなどした上でこれらをしんしゃくし、上告人の請求の一部を認容すべきであるかどうかについて審理判断すべきものである。そうすると、原審の前記判断には、法令の適用を誤る違法があるというべきであり、この違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。」(傍線筆者)となつており、ほとんど同じ内容の文章であるにもかかわらず、〔判例二〕

では審理不尽（＝手続上の過誤）であったのを、本件では法令適用の誤り（＝判断上の過誤）としているのは、判旨一と合わせて判断しているとしても、便宜的といえる。

原審判決がY₂の持分確認を認容したので、Xは自分に持分があることを知らないということは考えにくく、それでもXは全部の所有権を主張することにこだわってきたという経緯を見ると、最高裁があえてXの請求を一部認容したことは、おせっかいであったと言えなくもない。しかし、「共有持分に基づく地代相当額の金員の支払」が認められるということは、今回初めて判断されたので、Xがその点を上告理由で触れていないことも理解できなくはないので、本判決がXの意向に全く反するものであるとも言い切れないであろう。いずれにせよ、最高裁には法の解釈適用の責任があり、「共有持分に基づく地代相当額の金員の支払」が認められるという新たな法律判断を下すことが必要であったことは間違いない。本判決は、いわば最高裁による法的観点の指摘であり、その点につき攻防を尽くさせるため、差戻したと理解することができ、妥当な結論である。

六 おわりに

本判決は、一応従来の判例を踏襲したものであるといえ

るが、中でも重要なのは、当事者に不意打ち的な法的観点でもって判決を下すときは、その点を釈明すべきであるということを示した点である。このことは審理のあり方、とりわけ裁判官の釈明のあり方について重要な意味を持つものであるといえよう。

(1) 実は第一審判決の主文において、Y₁、Y₂の各反訴請求に対する判断がなされていない。原審裁判所は、第一審判決が各反訴請求に理由がない旨判示していることが明らかであり、その記載が書き落とされたにすぎないので、判決に明白な誤謬があるとして、「Y₁、Y₂の請求をいずれも棄却する」旨の更正決定を行っている。

(2) 本判決の民法上の議論については、小野秀誠・判例評論五〇四号一六頁（判例時報一七三二号一七八頁）参照。

(3) 例えば、「判例二」について、河野正憲・民事訴訟法判例百選I「新法対応補正版」二二八頁、「判例二」について、松本博之・私法判例リマックス一七号一二四頁など参照。

(4) また、井上治典『民事手続論』（一九九三年）五〇頁は、これまでの弁論主義の理解は当事者間の役割分担の視点が欠けていると批判する。

(5) 松本博之「等価値陳述の理論について」同『民事白法』（一九九四年）二九三頁では、例として、XがYに売買

代金一八〇〇マルクを請求した事例で、Xは、金曜にインゲン豆一〇〇〇缶を一缶一・八〇マルクで届けたと主張したのに対し、Yは、買ったのはニンジン二〇〇〇缶、一缶〇・九〇マルクであり、しかもそれは月曜に代理人によって売買契約がなされたと主張した事例が挙げられている。

(6) 以上の「自己矛盾陳述」と「等価値陳述」の区別につき、松本・前掲注(3)・一二七頁参照。

(7) 兼子一「相手方の援用せざる自己に不利なる陳述」同『民法研究第一巻』(一九五〇年)一九九頁。

(8) 「判例一」につき、鈴木正裕・民商法雑誌五六卷三号四七三頁、上村明広・法経学会雑誌一七卷二号二七九頁、「判例二」につき、大濱しのぶ・法学研究七二卷七号一〇九頁、宮永文雄・法政研究六六卷三号一二七三頁が判決の文言からは証拠調べが必要であるか不明だとする。これに対し、判例は証拠調べ必要説に立つと理解する見解として、「判例一」につき、吉村徳重・続民事訴訟法判例百選一一八頁、林淳・民事訴訟法判例百選「第二版」一七六頁などがある。

(9) 判例時報一七二三号五〇頁、判例タイムズ一〇三四号九八頁、金融・商事判例一一〇四号一二頁の解説参照。また、「判例二」の解説にも「判例三」といわばワンセットである旨が書かれている。

(10) 通説は、所有権の取得原因は訴訟物の識別の基準ではないとする。これに対し、木川統一郎『民事訴訟政策序説』(一九六八年)三三四頁は、確認訴訟について所有権の取得

原因ごとに訴訟物が異なるとする。

(11) この点の議論については、高見進・私法判例リマックス一六号一三五頁など参照。

(12) 兼子一／松浦馨『新堂幸司』竹下守夫『条解民事訴訟法』(一九八六年)六〇六頁「竹下守夫」。

(13) 山本和彦「法律問題指摘義務違反による既判力の縮小」判例タイムズ九六八号(一九九八年)七八頁。

(14) このような説に反対する見解として、高橋宏志『重点講義民事訴訟法「新版」』(二〇〇〇年)六二八頁。

(15) 後処理の方法については、高橋・前掲注(14)・六二九頁に詳しい。

(16) 前掲注(9)解説参照。

(17) 行為規範と評価規範を分けて釈明義務を捉える見解として、新堂幸司『新民事訴訟法』(一九九八年)三九五頁、山本和彦『民事訴訟審理構造論』(一九九五年)三二四頁。

(18) いかなる場合に上告審は釈明義務違反として破棄差戻しすべきかについての学説ならびに私見については、園田賢治「釈明義務違反による破棄差戻しについての一考察」九大法学八一号(二〇〇一年)三二七頁参照。

(19) 「判例二」の藤井補足意見が、「裁判所が常に当然に釈明義務を負う」ものではなく、「裁判所の介入がかえって紛争の拡大を助長する結果となることもあり、事案に応じた慎重な配慮が求められる」と述べるのも、同様の趣旨であろう。

※第一審、原審判決の入手につきましては、藤原充子弁護士のご協力を得ました。

〔追記〕

脱稿後、本件評釈として、岡庭幹司・平成一二年度重要判例解説（ジュリスト一二〇二号）一一三頁、笠井正俊・私法判例リマークス二三号一二四頁が公刊された。